

JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 開催基準要項

1. 総 則

JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH(以下、「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2. 目 的

大会は、スポーツ少年団活動をより一層促進し、地域における活動の活発化を図るため、全国都道府県代表の団員及び指導者等の参加を得て開催する。

また、大会はリーダーの育成を考慮したスポーツ交歓交流会である。

3. 名 称

(1) 大会の正式名称は次の通りとする。

JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH (読み方: ジャパン ゲームズ ジュニア ユース)

(2) 「開催年」、「開催地」を表記する場合は次の通りとする。

JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 西暦 開催都道府県

表記例) JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 20〇〇 TOKYO

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

4. 回 数

大会は、昭和 38(1963)年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算する。

5. 主 催

大会の主催者は、次の通りとする。

- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団(以下、「日本スポーツ少年団」という。)
- ・ 開催都道府県スポーツ協会都道府県スポーツ少年団(以下、「開催県スポーツ少年団」という。)
- ・ その他特に必要と認めるもの

6. 開催基本方針

(1) 大会は、毎年開催する。

(2) 大会は、国民スポーツ大会開催都道府県が所属するブロックの持ち回りとし、当該ブロックにおいて、その前々年度に開催する。

(3) ブロックの区分は、次の通りとする。

ブロック名	都 道 府 県 名	ブロック名	都 道 府 県 名
北 海 道	北海道	近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
東 北	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	中 国	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	四 国	香川県、徳島県、愛媛県、 高知県
北 信 越	長野県、新潟県、富山県、 石川県、福井県	九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
東 海	静岡県、愛知県、三重県、 岐阜県		

7. 開催都道府県の決定

開催都道府県の決定は、大会開催年度3年前の年度末に開催する日本スポーツ少年団常任委員会の審議を経た後、日本スポーツ少年団委員総会で決定する。

8. 大会の開催時期及び期間

- (1) 大会の開催時期は、原則として7月下旬から8月上旬(夏休み期間中)とする。
- (2) 大会期間は、原則として4日間とするが、開催都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。

9. 大会参加者数

参加者の総数は、原則として288名(内訳は次の通り)とするが、開催都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。

- ① 46都道府県(開催都道府県を除く):指導者1名、団員5名
- ② 開催都道府県:指導者2名、団員10名

10. 大会会場の選定

大会の会場選定については、開催都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。

11. 大会参加条件

参加団員及び引率指導者は、下記事項を満たす者で所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者とする。なお、参加にあたっては、団員及び引率指導者をそれぞれ1名以上とする。

(1) 団員

- ① 大会開催年度に団員登録をし、開催年の4月1日現在、中学1年生以上高校3年生相当の年齢の者とする。ただし、ジュニア・リーダー資格を有しており、かつ、所属都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合に限り、小学6年生の者でも参加を認める。
各都道府県5名を基準とし、内訳(年齢及び男女比)については都道府県にて決定するものとする。
- ② 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者
- ③ 保護者に大会参加の承諾を得た者
- ④ 大会の参加にあたり事前研修を受けた者

(2) 引率指導者

- ① 大会開催年度にスポーツ少年団に指導者として登録している者又は役員、スタッフとして登録している日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者
- ② スポーツ少年団の理念を学んだ者(「スポーツ少年団登録規程施行細則」によるものとする)
- ③ 集団指導の能力に優れ、状況に応じた対応ができ、かつ大会運営に協力できる者

※ 大会参加者は、原則として、大会主催者の指定する宿舎に宿泊し、全日程に参加する。

12. 大会プログラム

- (1) 大会プログラムは、「2. 目的」に則したリーダーの育成に考慮したものとして、次の活動を組み込み、参加者が全活動に参加できるようにする。
 - ・ スポーツ活動:2種目。うち1種目は障がい者のスポーツ活動への理解が深まる内容であることが望ましい。
 - ・ 文化活動:地域の文化を知る活動、オリンピック教育活動等

- ・ 交歓交流活動:レクリエーション、グループワーク、ディスカッション等
- ・ 野外活動

(2) 各活動の内容は、主催者間の協議により決定する。

13. 表彰

各種活動における表彰方法については、別に定める。

14. 大会の標章

大会の標章については、「JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 関係標章の使用に関する規程」によるものとする。

15. 大会の式典

(1) 大会の式典は、開会式及び閉会式とし、所要時間はそれぞれ 30 分程度とする。

(2) 式典は、主催者間で協議のうえ次の項目から選択し、内容を決定する。

① 開会式

開会宣言(大会委員長)／国旗掲揚及び国歌斉唱／大会旗、開催都道府県旗掲揚及び日本スポーツ少年団の歌「若いぼくら」斉唱／大会会長挨拶／スポーツ庁長官挨拶／開催都道府県(及び市区町村)代表の歓迎の言葉／日本スポーツ少年団団員綱領朗読(開催都道府県又は開催ブロック代表)／参加者代表の言葉(開催都道府県代表)

② 閉会式

大会会長挨拶／開催都道府県(及び市区町村)代表の別れの言葉／参加者代表の言葉(次年度開催都道府県代表)／掲揚旗降納／大会旗引継ぎ(大会委員長・次年度大会関係役員)／日本スポーツ少年団の歌「みどりの朝風」斉唱／閉会宣言(大会委員長)

(3) 大会関係の旗を掲揚する場合は、掲揚台に向い、国旗を中心に左側に大会旗、右側に開催都道府県旗とする。

(4) 開会式での服装は、主催者側で準備する T シャツ・帽子等を着用するものとする(ただし、室内で行う場合での帽子着用は、主催者側の指示による。)

16. 大会役員

(1) 大会役員は、おおむね次の通りとする。(別添「編成基準一覧」参照)

名誉会長	公益財団法人日本スポーツ協会会長
名誉副会長	公益財団法人日本スポーツ協会副会長、専務理事、担当常務理事／ 開催都道府県スポーツ協会会長
会 長	日本スポーツ少年団本部長
副 会 長	日本スポーツ少年団副本部長
名誉顧問	スポーツ庁長官
顧 問	スポーツ庁次長／開催都道府県知事／開催都道府県議会議長／ 開催都道府県教育委員会教育長(開催都道府県教育委員会が主催の場合は 名誉副会長とする)／ 開催市区町村長／開催市区町村教育委員会教育長(開催市区町村教育委員会が 主催の場合は名誉副会長とする)／ 開催都道府県スポーツ協会副会長／ 開催都道府県スポーツ協会専務理事／ 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合会長／ 公益財団法人ミズノスポーツ振興財団会長

参 与	公益財団法人日本スポーツ協会理事(含常務理事)／ スポーツ庁担当部署課長／ 各都道府県スポーツ少年団本部長
委 員 長	開催県スポーツ少年団本部長
副委員長	日本スポーツ少年団常任委員(活動開発部会長)／ 開催県スポーツ少年団副本部長／
委 員	公益財団法人日本スポーツ協会事務局長 日本スポーツ少年団常任委員／ 開催県スポーツ少年団常任委員／ 公益財団法人日本スポーツ協会事務局長代理、事務局次長、担当部長、担当課長 ／開催都道府県スポーツ協会事務局長／事務局次長／ その他

- (2) 大会役員については大会会長が委嘱する。
- (3) 大会役員編成について問題が生じた場合は、主催者間で協議のうえ、決定する。

17. 大会実行委員会

- (1) 開催県スポーツ少年団は、大会運営のため実行委員会を設置し、大会を主管する。
- (2) 実行委員会は、開催都道府県及び開催地のスポーツ少年団関係者と日本スポーツ少年団の担当役員、その他をもって構成する。
- (3) 実行委員会委員長は、開催県スポーツ少年団本部長があたる。
- (4) 実行委員会会則を別に設け、概ね次の内容を明記する。
①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌事項 ⑥その他必要事項
- (5) 実行委員会は、事務局を設け、実行委員会事務局は各部の連絡調整、業務の推進のほか庶務、会計、及び諸会議の準備にあたる。
- (6) 実行委員会には、概ね下記の部会を設け、各部会は担当業務の企画と執行にあたる。
 - ① 総務部(若干名) 大会の予算、広報、受付、接待その他部会に属さない事項に関すること。
 - ② 式典部(若干名) 開・閉会式等式典に関すること。
 - ③ 活動部(若干名) 各種行事・企画運営、スポーツ・文化・交歓交流・野外活動等活動全般に関すること。
 - ④ 生活部(若干名) 生活全般の企画運営、調整等に関すること。
 - ⑤ リーダー部 リーダーの確保と養成・研修及びリーダー活動に関すること。
- (7) 実行委員会は、各部の他に運営委員会を設ける。運営委員会は、各部の代表者等で構成し、各部の企画の審議と連絡調整、大会運営の推進にあたる。
- (8) 実行委員会は、大会運営に係る各部の運営委員の他、運営リーダー(運営係員)を委嘱し各部の運営補助に当たらせるものとする。なお、運営委員は30名程度、運営リーダーは50名程度とし、委嘱については、実行委員会委員長が行う。
- (9) 実行委員会は、大会の目的を達成するために、スポーツ指導者、講師及び助手若干名を委嘱することができる。

18. 参加申込み

- (1) 各都道府県スポーツ少年団は、所定の手続きにより、参加者をとりまとめ、申込みものとする。
- (2) 参加申込みの詳細については、大会実施要項に定める。

19. 大会参加負担金(参加料)

- (1) 大会参加の都道府県スポーツ少年団は、負担金を公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「日本スポーツ協会」という。)に納入する。

- (2) 負担金の額は、日本スポーツ少年団で定める。
- (3) 原則として、負担金納入後はいかなる場合においても返金しない。

20. 大会経費

- (1) 大会の準備及び運営のための経費は、日本スポーツ協会委託金及び開催都道府県スポーツ協会負担金でまかなう。
- (2) 大会期間中の宿泊・食事代等必要経費については、日本スポーツ協会が負担する。
- (3) 日本スポーツ協会は、大会旅費基準により参加者に対して交通費を補助する。ただし、開催都道府県所属の参加者には補助しない。
- (4) 日本スポーツ協会からの参加者に対する交通費支給後に、辞退者が生じた場合、都道府県スポーツ協会は、辞退した参加者分の交通費を返金する。

21. 傷害保険

大会期間中(前後の移動日を含む)は、日本スポーツ協会が参加者全員を被保険者として下記の傷害保険に加入する。

- (1) 支払われる保険金
 - ① 死亡保険金 200 万円
 - ② 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 6 万円～200 万円
 - ③ 入院保険金 日額 3,000 円(180 日限度)
 - ④ 通院保険金 日額 2,000 円(90 日限度)
- (2) 保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり、疾病は対象とならない(事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる)。
なお、その他保険金支払いにかかわる詳細については、傷害保険普通保険約款及び国内旅行傷害保険特約条項による。

22. 視察員

- (1) 次期大会開催県スポーツ少年団は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員は、原則として次期大会実行委員会構成員とする。
- (3) 視察員派遣に係わる経費(交通費、宿泊・食事代)は、3 名を限度として日本スポーツ協会が負担する。なお、対象期間は大会期間及び移動日とする。

23. その他

災害や感染症の流行等の影響により本要項記載事項の実施が困難な場合は、主催者間で協議の上、項目を省略及び変更することができる。

<附 則>

1. 本要項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議決によって変更することができる。
2. 本要項は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
3. 本要項は、平成 10 年 4 月 1 日から改定施行する。
4. 本要項は、平成 10 年 6 月 9 日から改定施行する。
5. 本要項は、平成 15 年 4 月 1 日から改定施行する。
6. 本要項は、平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
7. 本要項は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。
8. 本要項は、平成 25 年 4 月 1 日から改定施行する。
9. 本要項は、平成 28 年 3 月 4 日から改定施行する。

10. 本要項は、平成 28 年 11 月 11 日から改定施行する。
11. 本要項は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
12. 本要項は、令和 2 年 6 月 24 日から改定施行する。
13. 本要項は、令和 2 年 10 月 14 日から改定施行する。
14.
 - (1) 本要項は、令和 2 年 11 月 20 日から改定施行する。
 - (2) 第 4 項第 2 号は、令和 5 年度以降の大会に適用する。
 - (3) 「国民体育大会」の大会名称は、令和 6 年に開催する第 78 回大会から「国民スポーツ大会」に変更となる。このため、本要項に定める「国民体育大会」は、第 78 回大会以降は「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。
 - (4) 第 7 項第 1 号①ただし書きについて、令和 3 年度に限り、新型コロナウイルス禍が理由であれば、ジュニア・リーダー資格を保有していない小学 6 年生であっても、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者については参加を認めるものとする。
 - (5) 第 7 項第 2 号に定める次の記載は、令和 3 年度に限りこれを適用しないこととする。
 - ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」
15.
 - (1) 本要項は、令和 3 年 11 月 26 日から改定施行する。
 - (2) 第 7 項第 1 号①ただし書きについて、令和 4 年度に限り、新型コロナウイルス禍が理由であれば、ジュニア・リーダー資格を保有していない小学 6 年生であっても、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者については参加を認めるものとする。
 - (3) 第 7 項第 2 号に定める次の記載は、令和 4 年度に限り、これを適用しないこととする。
 - ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」
16. 本要項は、令和 4 年 2 月 25 日から改定施行する。
17.
 - (1) 本要項は、令和 4 年 11 月 25 日から改定施行する。
 - (2) 第 9 項第 2 号に定める次の事項は、災害や感染症の流行等の影響により、開催年度にスポーツ少年団登録規程施行細則第 2 条第 4 項の緩和措置を講じる場合、これを適用しないことができる。
 - ③ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」、「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」
18.
 - (1) 本要項は、令和 5 年 3 月 3 日から改定施行する。
 - (2) 第 9 項第 1 号①ただし書きについて、令和 5 年度に限り、新型コロナウイルス禍が理由であれば、ジュニア・リーダー資格を保有していない小学 6 年生であっても、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者については参加を認めるものとする。
19. 本要項は、令和 6 年 3 月 1 日に改定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
20.
 - (1) 本要項は、令和 6 年 11 月 21 日に改定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
 - (2) 令和 7 年度開催の大会をもって「全国スポーツ少年大会」を「JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH」に改定する。
21. 本要項は、令和 7 年 2 月 28 日に改定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。